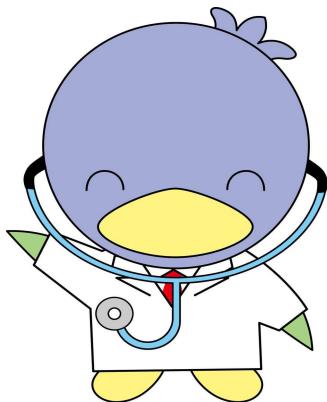


ひとり親家庭等医療費受給者の皆様へ

埼玉県内の医療機関での

窓口支払いが なくなります！

令和8年1月診療分～



窓口支払い

自己負担金

変更前

あり

翌月以降に町に申請

あり

外来 1,000 円/月 入院 1,200 円/日
薬局分の医療費は自己負担金なし
市町村民税非課税の場合は自己負担金なし

変更後

なし

なし

受診の際に必要なもの

①

ひとり親家庭等医療費
受給者証

②

健康保険の内容がわかるもの
マイナ保険証（健康保険証と
しての登録を行ったマイナンバ
ーカード）・資格確認証など

窓口支払いがなくなる場合は、
ひとり親家庭等医療費受給者証を医療機
関の窓口に提示して受診した保険診療分
の医療費が対象です。

※ 受診の際には、受給者証を
忘れずにお持ちください！

裏面もご覧ください

医療機関での窓口払いが必要となる場合

以下の場合は、これまでと同様に医療機関の窓口で医療費を支払い、診療を受けた翌月以降に領収書を申請書に添えてこども未来課こども福祉係へ提出してください。

- 1 受給者証や健康保険の内容が確認できるものを提示されない場合
- 2 埼玉県外の医療機関を受診した場合
- 3 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師の施術を受けた場合
- 4 治療用装具などを作成した場合
- 5 1医療機関あたり保険診療分の1か月の自己負担額が21,000円以上となる場合
(1か月間に数回通院し21,000円以上になった場合は、その時点で同月の初診日に遡って医療費を支払います。)

ひとり親家庭等医療費の対象外の費用

以下の場合は、ひとり親家庭等医療費の支給対象外です。

- 1 保険診療外（予防接種、入院時の差額ベッド代、文書料、薬の容器代など）の費用
- 2 学校、幼稚園、保育園のけがなどで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる医療費
- 3 他の公費負担医療制度から支給される医療費
- 4 第三者による交通事故等の医療費
- 5 受給者証の住所地から転出した場合（転出先が県内、県外を問わず受給者証は使用できません）
- 6 有効期間の経過、生活保護の受給などで資格がなくなった場合

よくあるお問い合わせ

Q 1 医療機関での受診の仕方は変わりますか？

A 1 埼玉県内の医療機関は、窓口でその都度、受給者証を提示してください。（健康保険の内容がわかるものも必要です。）埼玉県外の医療機関は、窓口でその都度、医療費を支払い、診療を受けた翌月以降に領収書を申請書に添えてこども未来課こども福祉係へ提出してください。

Q 2 令和7年12月までの医療費はどのようにになりますか？

A 2 変更前のとおりです。窓口でその都度、医療費を支払い、診療を受けた翌月以降に領収書を申請書に添えてこども未来課こども福祉係へ提出してください。（児玉郡市内の医療機関は1か月に1枚申請書を窓口へ提出すると、医療機関から証明された申請書が町へ送付され、指定された口座へ振り込みます。）

Q 3 接骨院で施術を受けたのですがどのようになりますか？

A 3 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師は窓口でその都度医療費を支払い、診療を受けた翌月以降に領収書を申請書に添えてこども未来課こども福祉係へ提出してください。（保険適用分が対象です。）

Q 4 病気で入院しました。支払金額が21,000円を超えたがどのようになりますか？

A 4 窓口で医療費を支払い、領収書を申請書に添えてこども未来課こども福祉係へ提出してください。
※健康保険の高額療養費や附加給付などの支給決定通知が必要になる場合があります。

受給者の皆様へお願い

- 受診の際には、受給者証を忘れずにお持ちください。
- 美里町から転出した場合、受給者証は使用できません。転出後は新しい市町村で申請してください。
(転出などで資格が消滅する際は、必ず受給者証を町に返却してください。)
- 住所変更など受給者証記載情報と状況が異なる場合は必ず町へ届出をしてください。

お問い合わせ

美里町役場こども未来課こども福祉係 0495-76-2277（直通）